

I. 反対尋問

- 5 1. 検察レジュメ 5 頁 20 行目以下において、「他人名義のクレジットカードについて、近親者等に使用の承諾を得た場合に限り行為者にそのカードの使用権限を認める根拠が不明瞭である」とするが、それは、検察レジュメ 2 頁 12 行目で検察側自ら述べているように、「名義人と同視し得る」からではないのか。
- 10 2. 検察レジュメ 5 頁 23 行目以下において、検察側は α 説(積極説)を採用しているが、その積極的理由はあるのか。

II. 学説の検討

1. 財産上の損害の必要性について

検察側と同様に B-1 説を採用する。

15

2. 他人名義のクレジットカードが詐欺罪になるか

γ 説について

検察側と同様の理由で採用しない。

α 説について

- 20 本説によると、第三者が名義人本人の承諾のもとカードを使用し、クレジット会社に支払いを行った場合であっても詐欺罪が成立することになる。しかし、妻が夫名義のカードを使っているような場合であって、加盟店がこれを事実上容認しているような慣行すら窺えるようなルーズな署名確認が行われているという現実があるにもかかわらず、妻にのみ刑事責任が問われることは妥当でない。

- 25 以上より、 α 説を採用しない。

β 説について

- 30 クレジットカード・システムにおいて、カードの使用者が名義人本人であるかどうかは極めて重要な要素である理由は、クレジット契約には何ら担保を必要とせず、いわば本人の信用のみを担保にしているからである。カード会社は支払い能力があると判断した者を信用して立替払いをしているため、名義人と本人の同一性は非常に重要な要素であるといえる。

- 35 しかし、近親者による利用の場合は、カード会社が立替払いを拒否することはありえず、そのような状況ならば、加盟店にとっては名義人本人であるかという点は重要ではなくなるため、欺罔行為があったとはいえず¹、 α 説で例示した不都合を解消することが出来る点で妥当である。

¹ 山口厚「クレジットカードの不正使用と詐欺罪の成否」『法学教室 297 号』(有斐閣,2005 年)95 頁。

以上より、 β 説を採用する。

3. 詐欺罪の構成について

乙説(2項詐欺説)について

5 検察側と同様の理由で採用しない。

甲説(1項詐欺説)について

10 甲説は、加盟店が被欺罔者であり、また損害を被った被害者であり、加盟店に対する1項詐欺罪が成立すると考える。そして顧客の代金支払意思または能力があるかのように装ってクレジットカードによる物品の購入手続きを行うことは、加盟店に対する欺罔行為にあたるとしている。

15 しかしながら、弁護側は当該行為が欺罔行為に当たらないと考える。というのも加盟店が本当に欺罔者の代金支払い意思または能力に関心を示しているのかどうか疑問が残るからである。そもそもクレジットカード取引において、加盟店には、このような顧客の支払意思や能力を調査しそれに関心を持つことなく、取引に応じることが出来るような仕組みがその制度の基本とされているのであり、一般に加盟店が顧客の代金支払い能力について積極的な関心を示す必要はないのである²。加盟店からしても、顧客の背後にはクレジットカード会社がいるわけで、代金支払い意思または能力云々を問題とすることなく、商品またはサービスを提供するのが実情である³。

20 また、クレジット会社に不良債権が発生させないような信義則上当然の義務が発生する点について、顧客の代金支払い意思または能力を判断するのは加盟店ではなくクレジットカード会社であり、クレジットカードを利用した販売システムの担保をするために、加盟店にそのような義務があるとすることは妥当でない。一定の信義則が発生すると仮定をしても、加盟店が顧客の支払い意思または能力を客観的に判断することはできず、逐一顧客に確認をしていたら円滑な商取引を妨害することになる。信義則によって商取引にそこまでの制約を加えることの理由が見受けられない。

25 以上より、弁護側は甲説を採用しない。

丙説(否定説)について

30 代金支払い意思も能力もないのにあるかのように装い、加盟店から商品の購入をしたとしても、加盟店に対する関係において代金支払いはクレジットカード会社が行うということにおいてはなんらの虚偽はないのであるから、加盟店に対する欺罔行為はないし、加盟店にとっても別段、欺罔されたところではない⁴。したがって欺罔行為および錯誤は存在しない。

以上より、弁護側は丙説を採用する。

² 山中敬一「自己名義のクレジット・カードの不正使用に関する一考察--西ドイツとわが国の判例と学説-2完-」『関西大学法学論集第37巻第1号』(関西大学法学会,1987年)94頁。

³ 神山敏雄『経済犯罪の研究第1巻』(成文堂,1991年)309頁。

⁴ 山中・前掲99頁。

Ⅲ. 本問の検討

小問1 甲の罪責について

1. 甲がA名義のクレジットカードをガソリンスタンドで使用した行為につき、詐欺罪
5 (246条1項)が成立するか。

2. (1) 詐欺罪の構成要件は、①欺罔行為、②相手方の錯誤、③錯誤に基づく処分行為、④
財産上の利益の移転、⑤因果関係であり、これらが故意(38条1項本文)で包摂されて
いる必要がある。

10 本問において、甲はAのクレジットカードをAの承諾を得たうえで使用しており、
さらに損害は最終的に名義人Aに帰属するのであるから、欺罔行為、損害がないとい
え、詐欺罪は成立しないのではないか。

(2) まず、財産上の損害の必要性につき、弁護側はB-1説を採用し、個々の財物の交付
自体を損害とみるところ、ガソリンスタンドは甲にハイオクガソリン1万4581円に
15 あたる104.9リットルを給油している点、財物の交付があるから損害は認められる。

(3) しかしながら、詐欺罪の成立に関し弁護側はβ説を採用し、名義の偽りは原則とし
て欺罔行為にあたるが、名義人の承諾があり、かつ使用者が名義人の近親者等、名義
人と同視しうる立場にあるときは例外的に詐欺罪が成立しないと解する。

20 そこで本問を見るに、名義人Aは甲の父親であり近親者である。また、Aが甲にク
レジットカードを渡し使用を承諾したのも、甲が独身で給与も低く生活に苦しんでい
たのを見兼ねたからであり、息子の出費を資産家であり父親である自分が少し負担し
ようという意思の表れであるといえる。

そうだとすれば、甲は名義人Aと同視しうる立場にあり、当該行為は欺罔行為にあ
たらないため詐欺罪は成立しない。

3. 以上より、甲は何ら罪責を負わない。

25 小問2 乙の罪責

1. 乙が口座に金銭がほとんどないことを秘して、クレジットカードを使って飲食店Xか
らのサービスを受けた行為につき、詐欺罪(246条1項)が成立しないか。

2. (1) 詐欺罪の成立要件は上述のとおりであるが、詐欺罪の構成につき弁護側は丙説を採
用する点、会員の行為は欺罔行為ではなく、加盟店は錯誤に陥らないから詐欺罪は成
30 立しないと解する。

(2) 本問においても、加盟店である飲食店Xは、当該クレジットカードが有効なもので
ある以上信販会社から立替払いを受けられるのであり、会員乙の支払い意思、能力に
は無関心であるといえる。よって乙の支払い意思、能力の有無はXの処分行為の動機
付けに影響を与えるものではなく、Xが錯誤に陥ることはないから欺罔行為も観念し
35 えない。

(3) よって、成立要件を欠くから当該行為につき詐欺罪は成立しない。

3. 以上より、乙は何ら罪責を負わない。

IV. 結論

甲および乙は何ら罪責を負わない。

5

以上